

監査公表第 17 号（平成 28 年 7 月 8 日、県公報第 3807 号登載）

「住民監査請求に基づく監査（平成 28 年度）」

請求内容：「平成 27 年度福岡県議会議員一般選挙に係る選挙運動用ポスター作成費用について」

住民監査請求に係る監査結果

平成 28 年 6 月 16 日

第 1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成 28 年 4 月 18 日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

ア 請求の趣旨について

福岡県知事は平成 27 年 4 月 12 日に執行した福岡県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）において「福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」（平成 7 年福岡県条例第 2 号。以下「福岡県公費負担条例」という。）に基づき法定得票を得た候補者及びポスター作成業者に対して公費負担（選挙公営）を行っている。

しかし、これは、違法公金支出であり、以下のことを請求する。

- (ア) 福岡県知事は、「基準額」を超えて支払いを請求しその支払いを受けた各候補者及びポスター作成業者に対し、「基準額」を超えて支払いを受けた金額を返還するよう請求せよ。

※「基準額」とは、各選挙区毎に選挙運動用ポスターを各地区の掲示場数分作成した場合の各選挙区別の作成額の合計金額である。（掲示場数に応じて 154,000 円から 185,000 円の範囲となる。）

- (イ) 福岡県知事は、「基準額」の 2 倍を超える支払いを受けた各候補者及びポスター作成業者に対し、支払いを受けた日から(ア)による返還が済むまで民法所定の年 5 分の割合による金額を支払うよう請求せよ。
- (ウ) 福岡県知事は、自らの条例提案権に基づいて現行の「福岡県公費負担条例」を改正する条例案を提出せよ。

イ 請求の原因

「本件選挙」において、法定得票を得た 131 人の各候補者及びそのポスターの作成を請け負った業者は、共同して社会通念を超えた高額な金額で契約を行うなどして、県に対し、適正なポスター作成の費用を超えた金額を違法に請求し受けとっている。したがって、福岡県は各候補者及びポスター作成業者に対する不当利得返還請求権を有している。しかし、この請求権を行使すべき福岡県知事は、その行使を怠っている。そこで、福岡県福岡市の住民である請求人は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項に基づき、福岡県知事に対し、各業者・各候補者への不当利得の返還請求権を行使するよう求めるものである。

ウ 本件選挙における選挙運動用ポスターの公費負担の実態

(7) 公費負担制度に基づき請求できるポスター代について

選挙運動用ポスターの公費負担制度の趣旨は、金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図ることにある。一方で、その原資が県民の税金で賄われていることや地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨「最少の費用で最大の効果の原則」に照らせば、地方の市場価格に基づいた「現に要した費用」しか請求できないのは当然であり、各候補者は支出の経済性・効率性に配慮すべきである。

(イ) ポスター作成枚数について

福岡県公費負担条例第 14 条で定める公費負担するポスター作成枚数の限度は、「当該選挙が行われている区域のポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数を超えない範囲内」である。

しかし、各候補者は選挙管理委員会が設置したポスター掲示場の割り当てられた区画に 1 人 1 枚しか貼付できないこと、各候補者が各業者に依頼する選挙運動用ポスターは、紙の品質、インクの質から本件選挙の選挙運動期間中（9 日間）には十分耐えうるものであり、よほどのことがない限り張替えの必要がないこと、本件選挙は知事選挙・国政選挙のように個人演説会告示用ポスターを貼付することは公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）上認められていないことなどから、掲示場に 2 を乗じた枚数を作成する必要はない。

したがって、福岡県公費負担条例第 14 条の選挙運動用ポスターの作成枚数の限度の定めは公職選挙法第 143 条第 15 項に反する。

作成枚数の実態は、3 人がポスター掲示場数×1.2 の範囲内で作成している。多くの候補者・業者がポスター掲示場数以上にポスター作成枚数を多く申告するわけは、選挙運動用ポスターを作成する前に、候補者は政治活動として支持者の室内、自らの事務所で使う政治活動用ポスターを作成するものであり、それは選挙運動用ポスターのように掲示責任者・作成業者を明示する必要はないものである。これは本来公費負担の対象とならないものである。しかし、ほとんど選挙運動用ポスターと変わらぬ図柄・仕様であるので、選挙運動用ポスター作成を委託した同一の業者に委託するものである。この政治活動用ポスター（公費負担の対象とならない）をカウントしているものと思われる。

(ウ) 支払金額

福岡県公費負担条例に規定する作成単価の限度額も、国の算定式をそのまま使用し、「準じた」ことになっていない。作成単価は、ポスター掲示場数の増加に応じて逓減する算式となっており、特にポスター掲示場の少ない選挙において作成単価が実勢に比して高すぎることがないように十分留意する必要があるとされている。本件選挙は衆議院議員選挙、参議院議員選挙に比べ選挙地域が小さくポスター掲示場の少ない選挙であり、この指摘が当てはまるため、作成単価の上限額を定めた福岡県公費負担条例第13条も公職選挙法第143条第15項に反している。

以上のことから、選挙運動用ポスター作成の「作成枚数の限度」「作成単価の限度額」を定めた福岡県公費負担条例第13条・第14条はその効力を有しない。

(エ) 基準額

選挙運動用ポスターは、その使用目的や公職選挙法の制約から、ほぼ一定の仕様になる。ポスターは屋外で使用するため、紙質はユポ紙、インクは耐光インク、タック加工、4色刷り、サイズはA3判の仕様が通例である。

ポスターのデザイン料は通例5万円程度、国が示した写真撮影料は3万円である。この仕様でポスター掲示場数分の枚数ポスターを作成した場合に要する金額が「基準額」である。

(オ) 選挙運動用ポスター作成業者

本件選挙における「選挙運動用ポスター作成業者」は、99業者である。

監査委員には、そのうち「基準額」以内でポスターを作成した3業者に本件選挙における選挙運動用ポスター作成実態についてどう考えているか事情聴取をお願いしたい。(要望1) また、「基準額」を導く「価格表」を公表している1業者が公表額を幾分上回って契約している理由を聴取するようお願いしたい。(要望2) 複数の候補者から委託された業者のうち、その影響力が大きい業者(概ね3人以上の候補者から受託している業者)について、ポスターの価格表の有無を調査し入手されるようお願いしたい。(要望3)

エ 総括

選挙運動用ポスターの公費負担制度の趣旨は、金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図ることにある。しかし、本件事業の実態は、福岡県総額で「70,430,839円」のお金のかかるものであり、支払額の多いのは議員報酬を受けている「現職県議会議員」である。候補者間の機会均等を図るものになっていない。

本件費用は県民の税金で賄われているため、「最少の費用で最大の効果」をあげることが「地方公共団体」には求められる。しかし、市場価格に基づく「最少の費用」で選挙運動用ポスターを作成しているものは法定得票数を得た候補者131人のうちわずか4人(3パーセント)である。この事業が「最少の費用で最大の効果」を発揮するように運用されているとはいえない。このことを確認するため、監査委員には、「基準額」と比べ、5倍以上の金額となるポスターと基準額以内のポスターの比較検証を行うよう要望する。(要望4)

返還を求める金額は総額「48,579,239円」であり、このお金は全く税金の無駄遣

いである。悪の元凶は「選挙運動用ポスターの作成限度枚数・作成単価の限度額」を定めた福岡県公費負担条例である。よって上記2(1)ア(ア)から(ウ)の請求を福岡県知事に求めるものである。

(2) 事実証明書

- ア 資料1：「地方選挙における選挙公営の拡大について」（選挙時報第42巻第5号）
- イ 資料2：西日本新聞社説（2011.8.2）
- ウ 資料2の(2)：西日本新聞（2011.4.16）選挙ポスター製作費水増し「冰山の一角だ」オンブズ指摘請求限度高すぎ
- エ 資料3：「選挙ポスター」（C社 インターネット掲示）
- オ 資料4：「選挙ポスター」（デザインパック）（C社 インターネット掲示）

第2 監査委員の除斥

監査委員縣善彦は、本件監査請求について直接の利害関係があるため、地方自治法第199条の2の規定により除斥となった。

第3 請求の要件審査

本請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成28年4月18日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件選挙における選挙運動用ポスター作成費用の公費負担に係る支出に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関及び監査対象所属

福岡県知事及び福岡県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を監査対象機関とし、企画・地域振興部市町村支援課（以下「市町村支援課」という。）を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年5月23日に請求人から陳述を受けた。その際、監査対象機関の立会いを認めた。

陳述は、概ね第1の2(1)の請求の概要のとおりであるが、請求人から新たな証拠が提出され、その内容に関する陳述の概要は以下のとおりであった。

(1) 新たな証拠

- ア 資料5：ポスター作成業者が作成する印刷物実例（ポスター、パンフレット、名刺）
- イ 資料6：資料5の請求書

ウ 資料7：「不正の構造」西日本新聞記事

エ 資料8：選挙用ポスター作成費公費負担額上限額引き下げを求める要望書（東三河オンブズマン議員ネット）

（2）陳述の概要

政治活動用ポスター（上記ア資料5）と選挙運動用ポスターとを比べてみるとデザインなどはほぼ変わらない。政治活動用ポスターは告示前に候補者が支持者の家や事務所に貼るものであるが、これは公費負担の対象ではない。選挙運動用ポスターは選挙管理委員会がチェックしている。候補者はパンフレットや名刺も政治活動のために作成するが、写真や図柄はポスターもパンフレットも名刺も通常同じである。選挙運動用ポスターの作成額については、請求書（上記イ資料6）に示すように350枚で136,500円の額で作成が可能である。350枚はポスター掲示場数の2割増しとなっており幾分余裕を見込んだ枚数である。政治活動用のパンフレットと名刺の作成額については請求書（上記イ資料6）に示すように229,688円となっている。ほとんどの候補者は、この公費負担の対象となる136,500円と対象にはならない229,688円を全部まとめて公費負担対象額として請求している。選挙管理委員会の様式には請求書を付けることにはなっていないので、水増し請求が可能となっている。これは福津市の状況と同様で、本件選挙でも同じことが起こっている。

監査委員には行政監査によりこの公費負担の事業が正しく運営されているかどうか、お金のかからない選挙の実現や候補者の機会均等が実現されているかどうか調査して欲しい。福岡県では総額7千万円もかかっている。個々の支払いも市場価格から算定した「基準額」の2倍以上の額の候補者が全体（131人）の7割を占めている。選挙管理委員会がチェックしていない。また、公費負担を受けている人の6割が議員報酬を受けている人である。結構お金をもらっている人が公費負担を受けていてその点を何とかして欲しい。地方自治法第2条第14項の「最少の費用で最大の効果」を挙げる規定に沿ったものになっていない。税金の無駄使いを是正するような監査を行うよう求める。

一番問題なのは福岡県公費負担条例がポスター作成枚数の上限を掲示場の2倍にしていることで、国の基準をそのまま使って2倍にしていることである。国の場合は公職選挙法上ポスターを2種類作れることになっており、個人演説会告知用のポスターを作成して掲示場に貼れることになっている。県知事も同様に2種類作れるようになっているが、県議会議員については1種類しか作れない。それなのになぜ2種類分の枚数が認められているのか。張替えを認めるためと説明しているが、2倍にする根拠が全くない。また条例の算定式について510円48銭×掲示場の数+301,875円、これが上限単価を出す規定である。これも全く国と同じものを使っている。1種類のポスターしか作成できないのに2種類のポスター作成の場合の上限額の算定式を使っている。本来はこれの半分の単価しかないはずである。したがって公費負担条例を改正しないとこの矛盾は次の選挙まで引きずってしまう。実のある監査をしていただきたい。

4 監査対象機関の陳述

平成 28 年 5 月 23 日に企画・地域振興部市町村支援課長(兼)福岡県選挙管理委員会書記長から陳述を受けた。その際、請求人の立会いを認めた。陳述の概要は以下のとおりであった。

(1) 選挙公営制度の概要について

選挙公営制度は、資力の乏しい者にも立候補の機会を実質的に保障し、資力の差により選挙運動に優劣が生じることを回避するため、国及び地方公共団体が、候補者の選挙運動費用を負担する制度である。

平成 4 年の公職選挙法改正により都道府県及び市の選挙においても、導入可能となり、本県では、平成 7 年の統一地方選に合わせ福岡県公費負担条例を制定し導入した。選挙運動用ポスターも対象である。

(2) 選挙運動用ポスターの公営上限額について

選挙運動用ポスターの公営制度は、ポスターの作成に要する費用を公費で負担することにより、候補者の負担を無料とするものである。

枚数及び単価について、それぞれ公費負担の上限額を設定している。

上限額は、公職選挙法第 143 条第 15 項において、国政選挙の基準に準じて条例で定めることとされており、福岡県公費負担条例第 13 条及び第 14 条に公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)と同じ内容を規定している。

この取扱いは平成 27 年 6 月 24 日現在、47 都道府県の全てが同様である。

福岡県公費負担条例の当該条項について、請求人は違法であると主張しているが、同様の事案が争われた裁判の判決(平成 26 年 10 月 30 日福岡高等裁判所。平成 27 年 5 月 8 日に最高裁判所が棄却し確定)の中で「具体的な限度額の設定等は都道府県等の裁量に委ねる趣旨と解される」とされ、また「本件条例 13 条及び 14 条は、概ね国政選挙の基準に沿って定められており、その内容が裁量権の範囲を逸脱しているとは認められない。したがって、本件条例 13 条及び 14 条が法 143 条 15 項に抵触して無効であるとはいえない」と判示されている。

(3) 選挙運動用ポスターに係る公金の支出について

請求人は、請求人のいう「基準額」を超える公費負担に係る支出が違法である旨主張している。しかしながら、ポスター作成費用は、候補者の要求する仕様、ポスター作成業者の判断による企画料により大きく変動すると考えられるところであり、一律に決められるものではない。

したがって、請求人のいう「実勢価格・市場価格」から算定された「基準額」には根拠がなく、これを超える支出が違法であるとの主張は妥当ではない。

同様の事案が争われた裁判の判決(平成 26 年 3 月 18 日福岡地方裁判所。福岡高裁判決に引用)においても、「選挙に際してどのようなポスターを作成するかは本来各候補者が自由に決定すべき」ものであり、また、ポスター印刷の「企画・編集・デザインに要する費用は様々な要因により大きく異なる」とされている。

本件に係る公金の支出は、福岡県公費負担条例、「福岡県議会議員及び福岡県知事

の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程」(平成7年2月福岡県選挙管理委員会告示第6号。以下「規程」という。)及び「福岡県財務規則」(昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。)の規定に則り、適正な手続で行ったものである。

(4) 不正請求であるという主張について

以上のとおり、本件支出の根拠条例に違法性はなく、関係諸規定に基づき適切に支出したものであり、何ら違法又は不当なものではない。また、不当利得の返還請求を怠っているという事実もない。

したがって、請求人が主張するような条例の改正案の提案は行わない。

5 陳述に対する意見

監査対象機関の陳述に対し、平成28年5月30日に請求人から意見書が提出され、その概要は、次のとおりであった。

- (1) 福岡県公費負担条例は公職選挙法施行令と同じ内容を規定しており問題はないとするが、国と同じ内容であるということは、「準じて」おらず公職選挙法に反している。「準じて」とは、「本来Aという場合に定められている規定をそれとは多少違うが大体類似しているBという場合にその場合に応じた変更を加えて適用する。」という意味である。国政選挙と福岡県議会議員選挙は公費負担を認めているポスターの種類が違って、県議会議員選挙では1種類のポスターしか公費負担の対象となっていない。国の算定式は2種類のポスターを作成するときの費用算定式である。福岡県公費負担条例は「場合に応じた変更を加えて」いないため、「準じた」ことになっておらず、公職選挙法に反する。
- (2) 今回請求人が求めているのは、平成27年4月12日執行の福岡県議会議員一般選挙についての行政監査に基づく福岡県職員措置請求である。平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙についての裁判とは、①対象者②返還を求める金額③公費負担の実態が異なるため新たに判定する必要があるものである。何ら過去の裁判に拘束される根拠がない。福岡県公費負担条例には上記(1)で述べたように問題がある。平成23年選挙の判決は当時の弁論・証拠に基づくものであり、今回の住民監査請求とは直接関係がない。
- (3) 全都道府県が「国」どおりの公費負担条例であるとしているが、それを証する資料がない。仮に全都道府県が同一であっても、各自治体の財政状況によりその支出は制限されてしかるべきであり、将来的に条例改正することは各自治体として可能である。「最少の費用で最大の効果」を挙げるよう福岡県は本公費負担を運用する必要がある。愛知県の自治体では選挙運動用ポスター公費負担の上限額を引き下げている自治体もある。政令指定都市でも作成枚数の上限はその財政状況を考慮して、国どおりでないところが7都市ある。
- (4) 請求人が情報公開請求で入手した資料を分析すると、本件公費負担事業は所期の成果を挙げていない。「最少の費用で最大の効果」をあげるよう運営されていない。結果

税金の無駄遣いである。

第5 監査の結果

1 監査対象機関（監査対象所属）に対する監査

市町村支援課及び選挙管理委員会の職員に対し、平成28年5月16日及び5月17日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

2 事実関係の確認

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

ア 趣旨

公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、公費負担制度を採用している。

イ 法的根拠

(ア) 公職選挙法第143条第15項

都道府県の議会の議員及び長の選挙について都道府県は、前項の規定（衆議院小選挙区選出議員選挙等）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の（選挙運動用）ポスターの作成について、無料とすることができる。

(イ) 福岡県公費負担条例第11条、第13条及び第14条

a 第11条

候補者は、ポスターの作成の公費負担の限度額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が福岡県に帰属することとならない場合に限る。

b 第13条要旨

福岡県は、候補者が契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限り。)を乗じて得た金額を、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合

510円48銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

26円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に557,115円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

c 第14条

第11条の規定によりポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ、同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

(ウ) 規程

選挙運動用ポスター作成公費負担に関して、次の様式を定めている。

- a ポスター作成契約届出書(第1号様式その3)
- b ポスター作成枚数確認申請書(第2号様式その3)
- c ポスター作成枚数確認書(第3号様式その3)
- d ポスター作成証明書(第5号様式その2)
- e 請求書(ポスターの作成)(第6号様式その3)
- f 請求内訳書(請求書別紙)

ウ 事務手続(支出までの流れ)

(ア) 契約届出書の提出(福岡県公費負担条例第12条、規程第1条)

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、選挙管理委員会に契約書の写しを添えてポスター作成契約届出書を提出する。

(イ) 確認申請と確認書の交付(規程第2条及び第3条)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、ポスター作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付されたポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する。

(ロ) 作成証明書の提出(規程第4条)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する。

(ハ) 請求書の提出(規程第5条)

ポスター作成業者は、請求をしようとする場合には、請求書に請求内訳書、ポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添えて福岡県知事に提出する。

(ニ) 支払い(福岡県公費負担条例第13条)

福岡県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、供託物没収点に達していない者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約枚数と公費負担限度枚数、契約単価と公費負担限度単価のいずれも低い方を適用して計算されているかなどを確認して、ポスター作成業者にその支払うべき金額を支払う。

(2) 本件選挙に係る選挙運動用ポスター作成費用に係る公費負担の状況等

ア 選挙運動用ポスター作成費用に係る公費負担の支出までの流れについて

(ア) 契約届出書の提出

各候補者から地方書記室に、ポスター作成契約届出書(契約書の写し添付)131件の提出があったことを確認した。

(イ) 確認申請と確認書の交付

上記契約届出書の提出があった候補者から、ポスター作成枚数確認申請書131件の提出があり、選挙管理委員会は、ポスター作成枚数確認書131件の交付を行ったことを確認した。

(ウ) 作成証明書の提出

ポスター作成業者のポスター作成の実績に基づき、上記契約届出書の提出があった候補者からポスター作成業者に、ポスター作成証明書131件の提出があったことを確認した。

(エ) 請求書の提出

ポスター作成業者から福岡県知事あてに、請求書（請求内訳書、ポスター作成証明書、ポスター作成枚数確認書及び作成したポスターを添付）131件の提出があったことを確認した。

(オ) 支払い

福岡県は、必要書類の有無、請求額の確認、供託物没収点に達しているかを確認し、ポスター作成業者から請求のあった131件に関する選挙公営費負担金について支払いを行ったことを確認した。

(単位：円)

回	支払日	件数	支払金額
1	平成27年6月3日	19	10,074,772
2	平成27年6月8日	16	8,271,336
3	平成27年6月9日	27	17,026,262
4	平成27年6月10日	18	10,354,382
5	平成27年6月16日	21	10,044,666
6	平成27年6月25日	23	12,433,624
7	平成27年7月6日	6	2,413,933
8	平成27年7月17日	1	259,200
合 計		131	70,878,175

※ 請求人は、公費負担額を超えた部分を含めて支払額として算定しており、また、一部請求書を2枚提出している業者について1枚分のみの額を算定している。したがって、請求人は公費負担額を「70,430,839円」と主張しているが、監査の結果、実際には「70,878,175円」が支払われていた。

イ ポスター作成業者への支払額と選挙運動に関する収支報告書の要旨に記載されたポスター作成費用の公費負担相当額との照合について

上記支払いに係る候補者名及びポスター作成業者への支払額と、平成27年4月12日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成28年3月福岡県選挙管理委員会告示第19号）における候補者名及びポスター

作成費用の公費負担相当額を照合した結果、全て一致したことを確認した。

3 判断

請求人の主張、市町村支援課及び選挙管理委員会の説明並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

- (1) 請求人は、福岡県が定める公費負担限度額は実勢価格を反映していないので、請求人のいう実勢価格である「基準額」に基づくべきであり、「基準額」を超えた請求による支払いは違法である旨主張している。

選挙運動用ポスター作成費用の公費負担については、公職選挙法第143条第15項に基づき福岡県公費負担条例及び規程で定められており、これら条例等に基づきポスター作成業者から請求があった場合には、上記第5の2(1)ウ(オ)の確認を行い、請求内訳書記載の作成金額が、限度額の範囲内であれば作成金額を、限度額を超えていれば限度額を支払うこととなっている。

これは、ポスター作成金額が限度額の範囲内であれば公費負担しなければならない旨を定めたものであり、支払いに際し、請求人のいう「基準額」と請求額との比較といった金額の妥当性の審査までは求められていない。このことは、名古屋高等裁判所判決(平成14年1月23日。平成14年7月19日最高裁判所の棄却により確定)に「県が候補者等から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されていることから明らかである。

今回市町村支援課は、条例等の規定に基づき、ポスター作成業者から提出された請求書等記載の単価、枚数及び金額が、定められた公費負担限度単価、公費負担限度枚数及び各候補者の公費負担限度額内であったことを確認した上で支払いを行っており、違法又は不当な支出がなされたとは認められない。

なお、福岡高等裁判所判決(平成26年9月4日。平成27年5月8日最高裁判所の棄却により確定)によれば、「福岡市は、国政選挙におけるポスター作成単価の上限額が、物価等の変動にかんがみ逐次改訂されていることを逐次反映させて同様に改訂させていることが認められる。したがって、福岡市が公費負担限度額につき実際に市場調査を行っていないとしても、本件条例における公費負担の限度額を国政選挙と同一の基準とすることにより市場価格を反映したものとなっているということができ、これが法143条15項に抵触して無効であるとはいえない。」とされ、福岡市と同様の規定である本県の条例についても、限度額は実勢価格を反映したものとなっているといえる。

- (2) 請求人は、福岡県公費負担条例で規定する限度額は国の算式をそのまま使用しており違法である旨、また、同条例で規定するポスター作成枚数の上限がポスター掲示場数の2倍であるのは過大である旨主張している。

福岡高等裁判所判決(平成26年10月30日。平成27年5月8日最高裁判所の棄却

により確定)において、「法 143 条 15 項は、都道府県は、国政選挙（参議院比例代表選出議員の選挙を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、その議会議員等の選挙運動用ポスターの作成を無料にすることができるのみ規定し、具体的な限度額の設定等は都道府県等の裁量に委ねる趣旨と解されるところ、本件条例 13 条及び 14 条は、概ね国政選挙の基準に沿って定められており、その内容が上記裁量権の範囲を逸脱しているとは認められない。また、本件条例 13 条及び 14 条により定められる作成単価が、控訴人の主張する実勢価格を超えていたとしても、直ちに上記裁量権を逸脱しているとも認められない。」と判示されている。

請求人のいう法定得票を得た 131 人の各候補者それぞれの請求及び支払いについては、いずれも福岡県公費負担条例により定められたポスター作成の限度枚数及び限度額の範囲内で行われており、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

- (3) 本件選挙運動用ポスター作成費用の公金の支出に係る支出負担行為及び支出命令の事務手続について監査した結果、財務規則等関係法令を遵守して、適正に執行されていた。
- (4) 上記 (1) から (3) により、本件選挙運動用ポスター作成費用の公費負担に係る支払いは違法又は不当ではないことから、請求人の主張する公金の不当利得返還請求権は存在しないと判断する。

以上のことから、違法又は不当な公金の支出であるという請求人の主張には理由がなく、本件請求を棄却する。